

各就労移行支援事業所 管理者 様

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課長

特別支援学校等在学中における就労移行支援の支給決定について（通知）

特別支援学校等在学中の生徒が卒業後に就労継続支援 B 型の利用を希望する場合、就労移行支援事業所による就労アセスメントを受けることとなっております。

このたび、平成 29 年 4 月 25 日付国通知に基づき、下記のとおり変更いたしますので、事務取扱いにつきよろしくご配慮いただきますようお願いいたします。

記

1 変更点

(1) 内 容

区 分	H30. 3. 31 まで	H30. 4. 1～
目 的	就労継続支援 B 型の支給決定の適否を判断する	<u>就労継続支援 B 型の支給決定の適否の判断のみでなく、一般就労への移行の可能性も視野に入れた就労アセスメントを行う</u>
対象者	特別支援学校卒業後すぐに就労継続支援 B 型の利用を希望する方	特別支援学校卒業後すぐに就労継続支援 B 型の利用を希望する方（他の進路に就労継続支援 B 型も含めて検討している場合を含む）
利 用 時 期	卒業年次（15 歳以上）	中等部 卒業年次（15 歳以上） 高等部 2 年生終了後の春休み以降
利 用 期 間	2 週間以内	原則 2 週間以内

(2) 様 式

- ① 就労継続支援 B 型事業利用希望者にかかるアセスメント実施報告書（別紙 1）
 - ② 就労アセスメント結果票（別紙 2）
 - ・①の実施報告書の添付書類。（様式は、その内容を満たすものであれば可。）
 - ・総合所見欄には、利用者の就労面のセールスポイントや今後成長が期待される項目、一般就労に関する利用者の希望や将来的な可能性等を記載してください。
 - ・総合記録票（別紙 3）については、国の参考様式で、アセスメントの際の参考としてください。（実施報告書への添付は任意。）
- ※ 関係様式は、ウェルネットなごやからダウンロード可能ですので、ご活用ください。

2 取扱いの変更時期

平成 30 年 4 月 1 日

3 参 考

- ・国通知：平成 29 年 4 月 25 日付（別紙 4）
- ・就労移行支援事業所による就労アセスメント実施マニュアル（別紙 5）
- ・特別支援学校の生徒及び保護者向けチラシ（別紙 6）

施設事業係 山田
電話 972-2560 FAX 972-4149